



豊かな地域社会に

私たちは、暮らしをもに作る地域社会に、人権・民主主義・住民自治を根付かせ、人権が豊かに花開く地域づくりを助け合う全国組織です。

「地域人権」の新たな住民運動に期待する

長谷川正安・名古屋大学名誉教授

今までの部落解放運動で経験してきた経験をまとめ、そしてその中から新しい運動を積み重ねていけば世界に類のない日本の民主運動の中で最も優れた民主運動がこれから展開されていくのではないかと思います。皆さんがやっている運動は皆さんが思っておられる以上に重大な意義を持っています。このことを自覚して運動を展開していただければと思います。

真田是・立命館大学名誉教授

地域社会と住民運動の新しい課題を見据えていくと、皆さんの発展的転換の持つ大変重要な意義が見えてくると思います。地域ではいろいろな新しい動きが始まっています。これを一気に伸ばして展開していくことは大事だと思います。今、地域というものへ焦点を当てざるを得ないところにきているのだと思います。この点で非常に私も賛成し、共鳴する方針の提案です。

地域を預かる運動の蓄積を引き出し、今度は地域全体の再生のために活かしていくことが大事だと思います。古い伝統的な地域組織とも連携しながら、総合的な地域組織を作り上げていく点で非常に大事な物を持ち越しています。

碓井敏正・京都橘女子大学教授

地域経済は疲弊しています。産業が国外へ出ていく中で、地域は高齢者、障害者、失業者、不登校児といった弱い立場の人が留まる空間になってきています。しかし一番権利が必要な人たちは。したがって運動論、運動の仕方によっては地域をこうした人たちの人権を守るための砦にしてゆくことも可能です。

石倉康次・広島大学助教授

自分たちでNPO法人を作り、事業体を起こす。家族を介護してきた方がその経験や知識を社会に活かそうと参加しています。そのためのお金は皆さんの税金や介護保険料を使う。かつその労力の対象は介護に困っている人たちであり、実際に助けていく。本当に生産的な仕事だと思います。皆さんの職を作ってこられた経験を今の段階でどう発展させるのか。企業に向けて交渉してきた力もあり、行政に対する力もある。仕事を興すためには市町村だけでなく県や国も動かさなければならぬ。その力を持っています。それをどう活かしていくのかを考えることが大事だと思います。

全国地域人権運動総連合・規約

前文

全国地域人権運動総連合は、地域社会で人権と民主主義、住民自治の確立をはかる多様な住民運動を包含する恒常的な全国組織である。

様々な階級・階層の人々によって構成されている地域社会には、生活の共同性と地域性にもとづく社会関係から生み出される多様な人間的要求が存在する。

地域社会を基盤とする人権確立の住民運動は、多様な人間的要求を地域社会で権利として実現し花ひらかせるものである。

全国地域人権運動総連合は、日本社会における人権確立運動の積極的なたたかひの伝統を受け継いで、憲法を暮らしに生かし、地域社会と居住者の権利を擁護し創造する運動を展開する。

第1条 (名称・所在地)

(1) この会は全国地域人権運動総連合といい、略称を「全国人権連」、英語名 (NATIONAL CONFEDERATION OF HUMAN - RIGHTS MOVEMENTS IN THE COMMUNITY)、国際的呼称は (Zenkokujinkenren) とする。

(2) 事務所を東京都内におく。

第2条 (組織)

(1) この会は、この会の規約を承認する都道府県組織 (以下「県組織」) およびこれに準ずる組織によって構成し、都道府県に一つの組織が中央に加盟できる。ただし規約を承認する全国組織及び個人も賛助組織ならびに賛助会員として直接中央に加盟できる。

第3条 (目的)

この会の基本的な目的は次の通りである。

- (1) 憲法改悪に反対し、諸要求の実現と生活破壊の悪政とたたかい、教育や福祉の充実を図り、人権と民主主義、住民自治が尊ばれる人間らしい生活ができる地域社会を実現する。
- (2) 非営利活動組織 (NPO) をはじめ地域の自主的協同組織などと共同の運動に取り組み、住民相互の助け合いの輪を広げ、住民の民主的連帯をつちかう。
- (3) 住民が主人公の地域民主主義の前進と、町内会・自治会の民主化や「地域づくり支援センター」を発展させる。
- (4) 差別撤廃・人権確立の歴史的教訓に学び、部落解放運動で培われた民主的伝統を継承し、「解同」問題の社会的克服をはじめ、部落問題解決の逆流を許さず、住民が連帯と平和、安全の内に生活できる地域社会をつくりだす。
- (5) 住民を教化の対象にする官製「人権」や排外主義的な「差別」論の押しつけ、内心の自由に踏み込む「人権教育・啓発」をやめさせ、地域での住民運動や自主的学習活動を通じて、憲法が保障する人権の擁護と更なる発展をめざす。
- (6) 社会進歩と民主主義の発展を願う国民的な協力・共同に連帯し、住民本位の地域づくりへの政治的保障の確立をはかる。

第4条 (事業、活動)

この会は、基本的な目標実現のために次の事業と活動をおこなう。

- (1) 国・自治体に対する請願・交渉
- (2) 地方組織との連絡、連携
- (3) 運動の発展に必要な情報の収集と提供、調査研究、学習交流
- (4) 政策集団 (シンクタンク) の組織化と連携による「地域社会における権利憲章」等の政策提言
- (5) 機関紙誌およびその他の出版物の発行
- (6) 非営利活動組織や民主団体ならびに労働組合との連携
- (7) 国連や国内外の人権団体との友好提携
- (8) 「たすけあい共済会」の組織化や共通の要求に基づく共同事業
- (9) その他、この会の目的達成に必要な活動

全国地域人権運動総連合 ☎ 03-5806-3471

〒110-0015 東京都台東区東上野4-20-1 ミマスビル3階 FAX03-5806-3472

E-mail : zjr@mbg.nifty.com ホームページ : http://homepage3.nifty.com/zjr/



全国地域人権運動総連合